

学校における児童生徒への体罰は、**法律により禁止<sup>注1</sup>**されています。体罰による指導は、正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあるため、決して許されない行為です。児童生徒は個人として尊重されるべき存在であり、体罰や暴言は個人の尊厳と価値とを否定する**人権侵犯事件<sup>注2</sup>**につながります。

注1 学校教育法第11条では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」とあります。

注2 法務省人権擁護局では、人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。

## 「体罰」ってどんな行為？

体罰には、「身体に対する侵害」「肉体的苦痛を与える懲戒」があります。

### 身体に対する侵害例

- ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席に着かないため、頬をつねって席に着かせる。
- ・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。



### 肉体的苦痛を与える懲戒例

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切、室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方に正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

ただし、通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為、例えば、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ず有形力を行使することは体罰に該当しません。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても同様に体罰に当たりません。

出典：「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」

(文部科学省 平成25年)

## ○部活動における体罰や暴言

平成25年8月9日付けで文部科学省より発出された「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（通知）の中で、以下のようなことが示されました。

- ・中学校及び高等学校では、「部活動」において最も多くの体罰が報告されていること等に鑑み、部活動における体罰の防止について特に留意する必要があること。
- ・教育委員会及び学校は、平成25年5月27日に取りまとめられた「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」に掲げる「運動部活動での指導のガイドライン」の趣旨、内容を理解の上、運動部活動の指導者（顧問の教員、外部指導者）による体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けた取組を実施すること。

### 児童生徒の目線で考えてみましょう

部活動は、心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものです。

右の4コマ漫画「何も言えない」を見てみましょう。

この漫画に出てくるような指導者の一方的な言動が、児童生徒の心を深く傷つけることがあります。このような暴言は、乱暴で無礼な内容の言葉を言い、この暴言も人権を侵害する行為になります。

児童生徒に対する人権侵害を防ぐためには、まず指導者自身が、児童生徒の目線で自分の言動を振り返るとともに、児童生徒にも自分たち大人と同様に人権があることを認識することが大切です。

出典：「人権教育指導者用リーフレット」  
(栃木県教育委員会人権教育室 平成26年)



## ○地域住民等として学校支援に関わる際には

部活動をはじめ、地域住民等が学校の教育活動を支援する機会が増えています。地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する取組は、児童生徒の学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現につながるとともに、活動を通じて地域のつながりを強め、地域の教育力の向上を図ることができます。

学校支援に関わる際には、児童生徒の人権に配慮した適切な言動を心掛けましょう。